

# 1 計画策定の趣旨

## ① 子育てを取り巻く背景

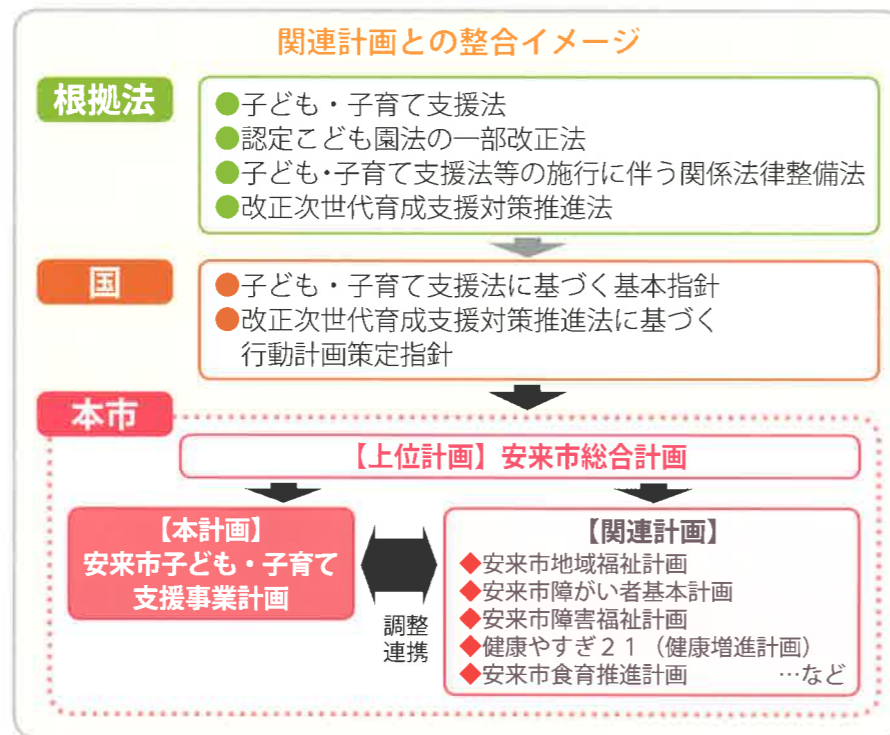
近年、合計特殊出生率は低水準で推移し、子どもの人口が減少しています。こうした社会的背景や子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成24年8月、子どもや子育て家庭を支えるため、「子ども・子育て支援法」を軸とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることになりました。

## ② 計画策定の位置づけ

本事業計画は、関連3法による新制度への移行に伴い、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、次世代育成支援対策の継続的な推進のため有効期限が延長された次世代育成支援対策推進法の行動計画（すこやか親子21を含む）と一体のものとして位置づけます。

## ③ 法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、上位計画である安来市総合計画の基本指針の下、市の策定する他の計画と可能な限り整合を図ります。



# 2 計画の概要

## ① 計画の期間

平成27年度から31年度までの5年とします。

## ② 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね18歳に至るまでの子ども・青少年とその家庭とします。

## ③ 策定の体制

「安来市子ども・子育て支援事業計画」は、「安来市子ども・子育て推進会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）を調査審議のうえ策定されました。

# 3 計画の基本理念と施策の体系

## 基本的視点



未来を担い、創造する子どもたちを育む



子どもたちの可能性と夢を引き出す



地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来



## 基本理念

子育てをみんなであげよう

笑顔あふれるまちづくり

## 基本目標

① 子育て家庭への支援の充実

② すこやかに生み育てる環境づくり

③ 子どもの健全育成のための教育環境の整備

④ 子育てと仕事の両立支援

⑤ 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

⑥ 安心・安全なまちづくりの推進

## 主要施策の方向

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 経済的負担の軽減
- ③ 相談体制、情報提供の充実

- ① 親子の健康への支援
- ② 食育の推進
- ③ 思春期の保健対策

- ① 学校における教育環境の整備
- ② 家庭の教育力の向上
- ③ 子育てを支える地域社会の形成

- ① 就業環境の整備
- ② 保育サービスの充実
- ③ 放課後児童クラブの充実

- ① 児童虐待防止策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援
- ③ 障がいのある子どもがいる家庭への支援

- ① 子どもの安全の確保
- ② 犯罪等の被害にあわないための環境の整備
- ③ 子育てを支援する生活環境の整備